

参議院(比例代表選出)議員選挙選挙公報

東京都選挙管理委員会

比例区は 働く者の一票一票をそして 労働者党へ!

労働の解放をめざす労働者党

【特定候補・伊藤聖子】元労働者党として生まれ、労働者解放を最大の課題として活動。国会議員に立候補し、労働者解放の理念を打ち出す。労働者解放の理念を打ち出す。労働者解放の理念を打ち出す。

【特定候補・伊藤聖子】元労働者党として生まれ、労働者解放を最大の課題として活動。国会議員に立候補し、労働者解放の理念を打ち出す。労働者解放の理念を打ち出す。

差別労働、長時間労働の掃蕩！

労働者党は、労働者の権利を守るために、差別労働、長時間労働の掃蕩を掲げ、労働者の生活を改善することを最大の課題としています。

労働者党は、労働者の権利を守るために、差別労働、長時間労働の掃蕩を掲げ、労働者の生活を改善することを最大の課題としています。

労働者党の理念

労働者党の理念は、労働者の権利を守り、労働者の生活を改善することです。労働者党は、労働者の権利を守るために、差別労働、長時間労働の掃蕩を掲げ、労働者の生活を改善することを最大の課題としています。

安楽死 ひとつの選択肢 制度に反対ですか

Consideration the Euthanasia System

安楽死制度を考える会

◎比例代表名簿登載者 代表 佐野秀光 プロフィール

- 自分の最後は自分で決めたい
- 制度を使いたくない人は使わなければよい
- 耐え難い痛みや辛い思いをしてまで延命したくない
- 家族などに世話や迷惑をかけたくない
- 人生の選択肢の一つとしてあると「お守り」のように安心

賛成の方は 安楽会 (略称) とお書きください

子供の頃から一日何度も自分で注射を打ち続ける病を抱えながら約37年現在に至る。日本大学2年生の20才の時に会社を設立。新しいビジネスに挑み続けて28年。金融機関や不動産会社、弁護士、税理士事務所等を対象に顧客数2万社以上。政治の世界でも新しい政策を訴え続け、2009年から安楽死制度の創設を訴える新党本陣(後に安楽死党に改名)。2014年より面接本陣制を訴える政治団体「支持政党なし」代表、今回は政治活動の原点に戻り「安楽死制度を考える会」代表として活動中。

オリーブの木 政党連合

なぜ、オリーブの木なのか？

大企業や業界団体、大労組や公務員労組の支援を受けた政党では、本間に国民のためになる政策は出せない(例、原発ゼロ、官民格差是正)。また、格差解消の立場から、自民党以外の政党を支持したくても支持できる政党がないのが現実だからです。

5月20日、「自由国民党」、「新党憲法9条」、「今治加計獣医学部問題を考える会」、「平和の党」(代表 西尾憲一千葉県議会議員)の4団体で、政党連合「オリーブの木」を結成。

黒川あつひこ
代表
今治加計獣医学部問題を考える会

天木直人
総務会長
元駐ルワンダ日本国大使館参事官

小川まなぶ
幹事長代理
平和の党 副代表
会社員

若林アキ
党女性局長
ジャーナリスト

①対米自立 ②ベーシックインカム導入 ③消費税5%へ (地位協定の見直し、専守防衛等。) (政府が生活費を国民に配る。)

④官民格差(1.6倍)は是正 ⑤原発即時ゼロ

選挙はカンパとボランティアで

比例代表は「オリーブの木」(略称オリーブ)または候補者名をお書きください。

景気対策 **消費税5%への減税で景気アップ**

地方活性化 **減税と規制緩和で地元へ企業を呼び戻そう**

財政再建 **経済成長による健全財政を**

社会保障 **「自助と支え合い」で安心の社会保障を**

外交・防衛 **国防で、愛と自由を守る国に**

党首 **釈りようこ**

幹事長 **松島ひろのり**

党女性局長 **及川幸久**

ユーチューバー [及川幸久 潜在意識やメンタル、作家、国際政治コメンテーター、幸福実現党外務局長]

幸福実現党

いのちを守り、繁栄を実現する。

比例は **幸福** または候補者名をお書きください。

幸福実現党 **幸福実現党** hr-party.jp

(この選挙公報は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第2項の規定により、名簿届出政党等から提出された原稿をそのまま製版の上掲載したものです。)

投票日 7月21日(日)

投票時間 午前7時から午後8時まで

投票方法 「東京都選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」があります。

◇東京都選出議員選挙 ⇨ 「候補者氏名」を記載

◇比例代表選出議員選挙 ⇨ 「候補者氏名」又は「政党等の名称」を記載

仕事やレジャーなどで投票日に行けない方は、期日前投票ができます。

- ・期日前投票期間 7月5日(金)～7月20日(土) 午前8時30分から午後8時まで
- ・期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など
(期日前投票所によって、投票できる期間等が異なる場合がありますので、
区市町村の選挙管理委員会におたずねください。)